

府中市保育検討協議会での検討・協議事項の確認

1 府中市保育検討協議会設置要綱における所掌事項（検討依頼事項）

府中市保育検討協議会設置要綱

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項
- (2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項
- (3) 地域における子育て支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 今後の検討・協議の方向性（案）

【第4回目協議事項】

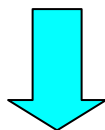
- (1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項

→市立保育所と私立保育園等がそれぞれの特性を十分に発揮するための役割分担

- (3) 地域における子育て支援に関する事項

→地域子育て支援の今後の方向性及び体制のあり方

公立保育所および私立保育園等に今後求められる機能の整理



【第5回目以降検討事項】

- (2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項

→市立保育所への民間活力の導入について検討